

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【会社名】	小林製薬株式会社
【英訳名】	KOBAYASHI PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 章浩
【本店の所在の場所】	大阪市中央区道修町四丁目4番10号
【電話番号】	(06)7711-0505
【事務連絡者氏名】	総務部 綱島 洋之
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区道修町四丁目4番10号
【電話番号】	(06)7711-0505
【事務連絡者氏名】	総務部 綱島 洋之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (発行価額の総額) 0円 (発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額) 2,381,420,000円

- (注) 1. 本募集は、平成25年6月27日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものである。
2. 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行され、新株予約権につき金銭による払込みを要しないため、0円とする。また、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額である。
3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。

【安定操作に関する事項】

該当事項はない

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月27日に有価証券報告書を近畿財務局長に提出したことに伴い、平成25年6月27日に近畿財務局長に提出した有価証券届出書の記載内容（添付書類を含む。）について、当該有価証券報告書を有価証券届出書の参照書類に追加するため、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

#### 第2 参照書類の補完情報

（添付書類の差替え）

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、平成25年6月27日に提出した有価証券届出書に添付していた「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

（添付書類の削除）

第95期連結会計年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の業績の概要

第95期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の業績の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

<訂正前>

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第94期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月28日近畿財務局長に提出

#### 2【四半期報告書】

（第95期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月7日近畿財務局長に提出

（第95期第2四半期）（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月7日近畿財務局長に提出

（第95期第3四半期）（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月7日近畿財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

平成24年7月6日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年3月5日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書であります。

平成25年5月7日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書であります。

#### 4【有価証券報告書の訂正報告書】

平成24年7月20日近畿財務局長に提出

事業年度（第94期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の有価証券報告書の訂正報告書であります。

<訂正後>

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第95期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月27日近畿財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

### <訂正前>

参照書類である有価証券報告書（第94期事業年度）及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断している。

### <訂正後>

参照書類である有価証券報告書（第95期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日までの間に生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日現在において変更の必要はないと判断している。